



平成18年5月19日

各 位

会 社 名 塩水港精糖株式会社  
代表者名 取締役社長 浅倉 三男  
(コード番号 2112 東証第2部)  
問合せ先 取締役総務人事部長 黒田 一晴  
(TEL 03-3249-2381)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第73回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(同第13号)の施行に伴い、下記の要件を含む必要な規定の加除・変更を行うとともに、章・条の構成や順序、表現の見直しを行うものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第20条(取締役会の設置)及び第27条(監査役及び監査役会の設置)を新設するものであります。
- (2) 会社法の施行に伴い、株主総会開催地の制限が撤廃されたことから、招集の場所を明確にするため、第12条第2項に招集地に関する規定を新設するものであります。
- (3) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設するものであります。
- (4) 会社法第189条第2項の規定により、単元未満株式につき行使出来る権利に関する規定を、第8条2項として新設するものであります。
- (5) 会社法第329条の規定により、第6章「会計監査人」を新設し、会計監査人の設置のほか、その選任、任期、報酬等についての規定として第34条～第37条を新設するものであります。
- (6) 会社法第341条の規定により、取締役の解任決議要件を加重することが認められたことに伴い、経営の安定性を維持・確保する目的により、第18条(取締役の解任)を新設するものであります。
- (7) 会社法第370条の規定により、取締役会の書面による決議が認められたことに伴い、取締役会の決議をより機動的に行うことが出来るよう、第23条(取締役会の決議方法等)を新設するものであります。

- (8) 会社法施行規則 94 条の規定により、株主総会の参考書類等をインターネットにより開示することが認められたことに伴い、株主の皆様の利便性を高めるため、第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示) を新設するものであります。
- (9) 会社法に合わせた表現の変更、字句の追加修正を行うものであります。
- (10) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日

平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は東京都内で発行する日本経済新聞に<u>掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>第 5 条 (株式の総数) 当社の発行する株式の総数は 8 千万株とする。</p> <p>第 6 条 (自己株式の取得) 当社は商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって<u>自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 7 条 (1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 当社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。 当社は 1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>第 4 条 (公告方法) 当社の公告は東京都内で発行する日本経済新聞に<u>掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は 8 千万株とする。</p> <p>第 6 条 (自己の株式の取得) 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により<u>自己の株式を取得することが出来る。</u></p> <p>第 7 条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の<u>単元株式数</u>は 1,000 株とする。 第 当社は<u>単元株式数</u>に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 <u>当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。</u> 1. <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> 2. <u>剰余金の配当を受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 8 条 (名義書換代理人)</u>            当社は株式につき名義書換代理人を置く。<u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取請求の取扱いその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</u></p> <p><u>第 9 条 (株式取扱規程)</u>            (条文省略)</p> <p><u>第 10 条 (基準日)</u>            当社は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。            前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を設けることが出来る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p><u>第 11 条 (招 集)</u>            当社の定時株主総会は毎年 6 月招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。</p> <p><u>第 12 条 (議 長)</u>            (条文省略)</p>	<p><u>3. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u>  <u>4. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>第 9 条 (株主名簿管理人)</u>            当社は、株主名簿管理人を置く。<u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>            当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</u></p> <p><u>第 10 条 (株式取扱規程)</u>            (現行どおり)</p> <p><u>第 11 条 (基準日)</u>            当社は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することが出来る株主とする。            前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を設けることが出来る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p><u>第 12 条 (招 集及び招集地)</u>            当社の定時株主総会は毎年 6 月招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。  <u>当社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。</u></p> <p><u>第 13 条 (議 長)</u>            (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p><b>第 13 条 (決議方法)</b>          総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。  <u>商法第 343 条に定める特別決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。</u>          但し、法令または定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。</p> <p><b>第 14 条 (議決権の代理行使)</b>          株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することが出来る。          前項の場合には株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p><b>第 15 条 (員数及び選任)</b>          当会社の取締役は 18 名以内とし、株主総会で選任する。          前項の決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席することを要する。          取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p>	<p><b>第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)</b>  <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することが出来る。</u></p> <p><b>第 15 条 (決議方法)</b>          総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもって行う。  <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することが出来る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u>          但し、法令または定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。</p> <p><b>第 16 条 (議決権の代理行使)</b>          株主は当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u>を代理人として議決権を行使することが出来る。          前項の場合には株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p><b>第 17 条 (員数及び選任)</b>          当会社の取締役は 18 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。  <u>前項の決議は議決権を行使することが出来る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席することを要する。</u>          取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p><u>第 16 条</u> (任 期) 取締役の任期は<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された取締役の任期は前任者の残任期とする。 (新設)</p> <p><u>第 17 条</u> (取締役会の招集) (条文省略)</p> <p><u>第 18 条</u> (取締役会招集の手続) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第 19 条</u> (役付及び代表取締役) 取締役会の決議により<u>会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定める</u>ことが出来る。 会社を代表する取締役は取締役会の決議によって<u>定める</u>。</p>	<p><u>第 18 条</u> (解 任) <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p><u>第 19 条</u> (任 期) 取締役の任期は<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された取締役の任期は前任者の残任期とする。</p> <p><u>第 20 条</u> (取締役会の設置) <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p><u>第 21 条</u> (取締役会の招集) (現行どおり)</p> <p><u>第 22 条</u> (取締役会招集の手続) (現行どおり)</p> <p><u>第 23 条</u> (取締役会の決議方法等) <u>取締役会の決議は、議決に加わることが出来る取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることが出来るものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p><u>第 24 条</u> (役付及び代表取締役) 取締役会の決議によって<u>会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定する</u>ことが出来る。 会社を代表する取締役は取締役会の決議によって<u>選定する</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 20 条 (取締役会規則) (条文省略)</p> <p>第 21 条 (報酬及び退職慰労金) 取締役の報酬及び退職慰労金は株主総会<u>でこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役及び監査役会</b> (新設)</p> <p>第 22 条 (員数及び選任) 当社の監査役は 5 名以内とし、株主総会<u>で選任する。</u> 前項の決議は<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席することを要する。</u></p> <p>第 23 条 (任期) 監査役の任期は<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとする。 補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期とする。</p> <p>第 24 条 (常勤の監査役) 当社は<u>監査役の互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第 25 条 (監査役会招集の手続) (条文省略)</p> <p>第 26 条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項については監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>第 27 条 (報酬及び退職慰労金) 監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会<u>でこれを定める。</u></p> <p>(第 6 章を新設) (新設)</p>	<p>第 2 5 条 (取締役会規則) (現行どおり)</p> <p>第 2 6 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会<u>の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役及び監査役会</b></p> <p>第 2 7 条 (監査役及び監査役会の設置) 当会社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>第 2 8 条 (員数及び選任) 当社の監査役は 5 名以内とし、株主総会<u>の決議によって選任する。</u> 前項の決議は<u>議決権を行使することが出来る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席することを要する。</u></p> <p>第 2 9 条 (任期) 監査役の任期は<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u>までとする。 補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期とする。</p> <p>第 3 0 条 (常勤の監査役) 当社は<u>監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第 3 1 条 (監査役会招集の手続) (現行どおり)</p> <p>第 3 2 条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項については監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>第 3 3 条 (報酬等) 監査役の報酬等<u>は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 会計監査人</b></p> <p>第 3 4 条 (会計監査人の設置) 当会社は、<u>会計監査人を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第35条 (選任方法)</u>  <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>第36条 (任期)</u>  <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>第37条 (報酬等)</u>  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p> <p><u>第28条 (営業年度及び決算)</u>  <u>当社の営業年度は4月1日より翌年3月31日までとし営業年度末日に決算を行う。</u></p> <p><u>第29条 (利益配当金)</u>  <u>利益配当金は決算期末現在における株主名簿に記載または記録の株主に定時株主総会終結後支払う。</u>  <u>利益配当金は支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u>  <u>未払配当金には利息を支払わない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p> <p><u>第38条 (事業年度)</u>  <u>当社の事業年度は4月1日より翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>第39条 (剰余金の配当)</u>  <u>剰余金の配当は決算期末現在における株主名簿に記載または記録の株主に對し定時株主総会終結後に行う。</u>  <u>剰余金の配当は支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u>  <u>未払配当金には利息を支払わない。</u></p>